

深谷市立花園中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月改訂

1【目的】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に甚大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することを特に重要と捉え、学校、家庭その他の関係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。本校に在籍する生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等に適切かつ迅速に対処するために、総合的かつ効果的に推進するために「深谷市立花園中学校いじめ防止対策基本方針」を定める。

2【いじめの定義】

法の定義や国の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、児童・生徒本人がいじめと感じたものは、いじめとしてとらえる。本人が否定した場合でも、本人や周辺の状態等を客観的に確認した結果、いじめととらえる場合もあることとする。

なお、本校では、原則、以下のような行為をいじめの態様とみなすこととする。

- ▼ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▼ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▼ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▼ 金品をたかられる
- ▼ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▼ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▼ パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3【基本姿勢】

- いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対処するための体制づくりをする。
- いじめに対する認識（人間として許されないこと）を全教職員で共有する。
- すべての生徒を対象に、いじめに向かわせない為の未然防止に取り組む姿勢を示す。

4【基本方針】

学校教育目標
真摯に学ぶ生徒 心を磨く生徒 体を鍛える生徒

<p>家庭・地域との連携</p> <p>PTA 会長 PTA 会員 青少年健全育成連絡協議会 主任児童委員 子ども 110 番の家</p>	<p>いじめ対策委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校基本方針を実行に移すために本委員会を設置する。年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。 2 いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有 3 必要に応じて担任、部活顧問、教科担当を含む 	<p>関係機関との連携</p> <p>市教教育委員会 SC(スクールカウンセラー) SSW(スクールソーシャルワーカー) 花園小学校 児童相談所 寄居警察署</p>
--	---	---

<p>いじめの未然防止</p>
<p>■ 教職員の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> - 暴力は絶対に許さない、見過ごさない雰囲気作り - わかる授業づくり - 道徳授業の実践と、道徳的実践力の育成「心の教育」 - 特別活動・学級経営の充実 - 日常的な基本的生活習慣の指導の徹底 <p>■ 生徒の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> - 自主的な活動を通して、自分のこととして「いじめ」について考え、問題を解決したり、問題が起きないようにする力を育成する <p>■ 学校全体の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> - SNS 等における諸問題の理解を深めるための啓発活動 - 人権教室、防犯(ネットトラブル)教室の開催

<p>○ 生徒指導体制(基本)</p> <p>※ 生徒指導部を中心に全職員で関わる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 生徒指導委員会 - 職員間での共通理解 - ネットパトロールの活用 <p>○ 相談体制</p> <ul style="list-style-type: none"> - 教育相談の充実 - SC の活用 <p>○ 早期発見時の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> - いじめ防止対策委員会を招集、共通理解 <p>○ 重大事態への対処</p> <ul style="list-style-type: none"> - 第三者を加えた「いじめ防止委員会」の設置
--

<p>いじめの早期発見</p>
<p>■ 教職員の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> - 生徒の様子を、担任をはじめ多くの職員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。 - 様子に変化が感じられる生徒には、職員は積極的に声をかけ、生徒に安心感を持たせる。 - アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活の悩みの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。 <p>■ 生徒の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> - 悩みがあれば、担任や学年職員、養護教諭等に相談する。 - 生徒会によるいじめ撲滅宣言の実施等 <p>■ 保護者の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日常的な観察→気になったことはすぐに担任、学校に相談

いじめに対する措置

- 教職員の取組 ※いじめ対策委員会、生徒指導委員会を中心に対処を判断する

いじめられた生徒・保護者に対して	いじめた生徒・保護者に対して
<ul style="list-style-type: none">- いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。- 必要に応じて、いじめを受けた生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要な措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none">- いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。- 必要に応じて、本校の生徒指導内規に従い、適切な指導を行うことにより、保護者と連携して生徒の反省を促す。

保護者間での情報の共有等

- いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないようにいじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。

いじめの通報者への対応

- いじめに関する情報の提供者・通報者である生徒がそのことで、新たないじめや不当な取り扱いを受けないうよう、情報提供者の氏名等は厳密に秘匿し、その安全を確保するように努める。

いじめの起きたクラス・学年への対応

- いじめが起きたクラス・学年では、再発防止と生徒たちの精神的な打撃や心のケアのために、クラス集会・学年集会・保護者会などの必要な措置を講じる。

警察等の刑事司法機関との連携

- いじめが犯罪行為と取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

重大事態への対処

深谷市教育委員会への報告等

- 重大事態が発生したとき及びその調査結果について、すみやかに深谷市教育委員会へ報告する。
- 重大事態への対処について、必要に応じて、深谷市教育委員会と連携、協力して対応を行う。

重大事態調査委員会の設置

- 重大事態が生じた場合、その対処及び、事後同様の事態の発生の防止に資するために、重大事態調査委員会を、学校に設置する。

いじめを受けた生徒及び保護者への対応

- 調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申し立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。